

三番瀬自然環境調査支援事業 調査器具等貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、県民の三番瀬の自然環境への理解がより深まるよう、三番瀬の自然環境調査を主体的に実施するNPOなどに対し、千葉県が所有する底生生物調査用器具等（以下「調査器具」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象調査)

第2条 貸出しの対象調査は、次の各号のとおりとする。

- (1) 三番瀬又は三番瀬に関連する干潟・湿地の底生生物調査
- (2) その他、三番瀬の自然環境への理解が深まる観点から、県が適当と判断する調査

(使用の承諾)

第3条 調査器具の借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、事前相談により貸し出し対象として確認されたときには、あらかじめ、調査器具等借受申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する調査の概要が分かる資料を添えて、千葉県環境生活部自然保護課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、調査器具の使用を承諾する。

- (1) 借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき
- (2) 調査器具の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) その他、管理者が調査器具の使用について不適當であると認めるとき

3 管理者は、調査器具の使用を承諾する場合、調査器具等使用承諾書（別記第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

4 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

5 管理者は、調査器具の使用を承諾しない場合、調査器具等使用不承諾書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

(貸出方法)

第4条 調査器具を借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者が指定する日時に直接調査器具を借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 借受者がやむを得ず前項の作業を第三者に依頼する場合、当該者は委任状及び本人であることを証明する書類を提示すること。また、作業に要する経費は借受者の負担とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として調査日の前後1週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査器具を承諾された用途のみに使用すること
- (2) 貸出期間を遵守すること
- (3) 調査器具返却後には、調査器具等借受調査報告書（別記第4号様式）により調査器具を使用した際の状況がわかる写真、調査結果の概要等を提出すること
- (4) 調査器具を第三者に転貸しないこと
- (5) 調査器具の使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと
- (6) 第3条第4項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(紛失・破損)

第9条 借受期間中に、調査器具を万が一、紛失・破損した場合は、調査器具破損等報告書（別記第5号様式）を提出し、その処置については、以下のとおりとする。

(1) 調査器具を紛失した場合

器具を紛失した場合は原則として損害を賠償する。ただし、器具の一部（部品等）を紛失した場合は、管理者と協議の上、措置を決定する。

(2) 調査器具を破損した場合

①器具等を故意に破損した場合は、損害を賠償する。

②その他の理由で破損した場合は、管理者と協議の上、措置を決定する。

(管理者の責任)

第10条 調査器具の使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、調査器具の取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年5月31日から施行する。

(適用)

2 この要領に基づく調査器具の貸出しは、借受けを希望する調査が平成23年6月1日以降に実施されるものについて適用する。